



Title	オプション契約の認識と測定の基礎 -FASB1991年『討議資料』を中心に-
Author(s)	今田, 正
Citation	経営と経済, 73(1), pp.115-134; 1993
Issue Date	1993-06-25
URL	http://hdl.handle.net/10069/28844
Right	

This document is downloaded at: 2019-01-19T10:40:39Z

オプション契約の認識と測定の基礎

— FASB 1991年『討議資料』を中心に —

今 田 正

はじめに

こんにち、アメリカにおいても、オプションに関する統一的会計基準は確立していない。オプションに関する概念、処理に関連するいくつかの基準書を上げれば、「財務会計基準ステイトメント」第52号「外貨の換算」⁽¹⁾、同第80号「先物契約の会計」⁽²⁾、同第12号「市場性ある有価証券についての会計」⁽³⁾がある。また特に、AICPA は1986年、『討議報告書』「オプションの会計」⁽⁴⁾を表した。これは正式の会計基準書ではないが、オプションの会計処理に関する諸見解を明らかにしている。しかし、これらの「基準書」のどれもが、特にオプション会計の処理法をとりあつかっているわけではない。「ステイトメント」第52号は先渡契約を詳細に規定し、ヘッジとスペキュレーションの概念を導入した。この問題は「ステイトメント」第80号において、もっぱら先物契約との関係でさらに展開されたのである。かくて、FASB は1991年『討議資料』「金融商品の認識と測定に関する諸問題の分析」⁽⁵⁾を表したが、同『討議資料』は FASB 金融商品プロジェクトがいう6つの「基礎的金融商品」の一つとしてオプションの会計の認識と測定問題の基礎的方向性を提示している。

オプション取引とは、(例えば、特定の金融商品、株価指数、株式、債券先物等)の将来の値上り、値下りの予想のもとに、一定の期日までに、一定の価格で売ったり、買ったりする権利を売買する契約である。そうして、オプションの取得の対価としてプレミアムが支払われるのである。ところで、オプション

ンが用いられる領域にはスペキュレーション (specuration), ヘッジイング (hedging), トレーディング (trading), 利殖 (income enhancement) といったものがあるが, 問題は, その会計方針が異なってくることである。しかし, これらオプション取引の差異にもかかわらず, オプション契約は基本的に(1)初期認識, (2)評価, (3)損益の認識という3つの側面を有している。⁽⁶⁾これらはまさにオプション会計の認識と測定の問題であり, 本稿では上記のFASB『討議資料』を中心に, オプション会計の基礎概念を整理することによって, 伝統的会計からの離脱を計るその会計的特徴を明らかにしたい。

〔註〕

- (1) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.52, Foreign Currency Translation*, December 1981.
- (2) FASB, *FASB Statement No.80, Accounting for Futures Contract*, August 1984.
- (3) FASB, *FASB Statement No.12, Accounting for Certain Marketable Securities*, December 1975.
- (4) AICPA, *Issues Paper 86-2, Accounting for Options*, March 1986.
- (5) FASB, *Disussion Memorandum, An analysis of issues related to Recognition and Measurement of Financial Instruments*, May 1992.
- (6) Tiner, J. I. and Conneely, J. M., *Accounting for Treasury Products, 2nd ed.*, Woodhead-Faulkner, 1992, p.86.

1. オプション取引の基礎概念

(1) 用語の定義

FASB は金融商品の認識と測定に関する基準設定に関して, 基礎的商品アプローチを採用し, その6つの基礎的金融商品の一つとして, 「金融オプション契約」を挙げた。⁽¹⁾オプションとはなにか。『討議資料』は「金融オプシ

「オプション契約」(financial option contract)を定義している。⁽²⁾ 金融オプション契約とは、a. ある実体(option writer)をして他の実体(option holder)に対して、ホルダーの指揮権(the control)に事象が生じた場合、潜在的に不利な条件で金融商品を交換する責務を果たすか、b. オプション・ホルダーにホルダーの指揮権に事象が生じた場合、潜在的に有利な条件で金融商品をオプション・ライターと交換する権利を与える契約である、と。ここで、交換を行使する一方の実体の指揮権における事象の生起とは、通常、権利を行使するオプション・ホルダーの意思決定であるという。その定義は極めて抽象的である。一方、AICPA イッシュュ・ペーパー(AICPA, Issues Paper 86-2)は「オプション」をつぎのように定義する。⁽³⁾

オプションは、そのホルダーに特定のあるいは標準化された商品、あるいは金融ないし持分商品を限定された期間中に特定の価格で買う権利(call)または売る権利(put)を要請するのではなく、容認する(allowing)契約である、と。このように、オプションは売買権であり、ホルダーをして対象商品(underlying instrument or commodity)を限定された期間中に特定の価格で売る権利を与える契約であるプット・オプション(put option)とホルダーをして対象商品を限定された期間中に特定の価格で買う権利を与える契約であるコール・オプション(call option)とからなるとされる。⁽⁴⁾

かくして、ホルダーはオプション契約の買い手であり、オプションを行使する権利を有し、ライターはオプションの売り手であり、ホルダーのオプション行使の選択に従ってオプション契約の責務を果たさねばならない。⁽⁵⁾つまり、ホルダーは、代価を支払って売買権を取得し、オプションの行使(不行使)をその意思に従って決定しうる。一方、ライターは売買権を付与し、オプションの行使を受容する義務を負うのである。

(2) オプション・ホルダーとライターの位置

いずれにしても、オプションのライターは「オプション」という権利を付

与することによってホルダーの権利行使に応じる義務を負う。ホルダーは支払対価（オプション・プレミアム）の額を限度としてリスクを負い、ライターは無限のリスクを負う。換言すれば、リスクの不均衡をカバーするのがオプション・プレミアムの存在ともいえるのである。

『討議資料』はホルダーとライターの対立的な経済的位置について以下のように規定する。

オプションの定義においてあきらかなように、オプションはその契約が潜在的に有利である限りにおいてホルダーにとって価値がある。その最も明確な潜在的有利性の源泉はオプションの契約上確定された対象商品の行使価格と市場価格（market price）との差額である。なんとなれば、オプション契約はホルダーに交換を義務づけるわけではないから、ホルダーにとって不利な交換取引は生じない。唯一ありうる不利な結果はオプション契約がオプション権取得にあたって支払ったプレミアム以下の価値しかないことがあきらかになった場合のみである。⁽⁶⁾ただし、オプション・ホルダーの契約上の潜在的有利性は不確定であり、オプション期間における市場価格および金利の変動に従って変化する。「コール」のホルダーにとって一般的に有利な条件は潜在的交換において受取るであろう商品の市場価格が行使価格より高い場合である。⁽⁷⁾一方、「プット」のホルダーにとって、一般的に有利な条件は潜在的交換取引において引渡されるであろう商品の市場価格が行使価格より低い場合である。また、潜在的交換取引が、ある非金融商品と他の非金融商品とのバーター（berter）である場合、「バーター・オプション」のホルダーにとって一般的に有利な条件は、潜在的交換取引において受取られるであろう商品の市場価格が引渡されるであろう金融商品の市場価格より高いという場合である。⁽⁸⁾

つぎに、オプション・ライターの立場はどうか。オプションはライターにとっては当該契約条件が潜在的に不利であればある程、負担となる。その最も明確な源泉は、オプション契約上確定された行使価格と対象商品の市場価

格との差額であるが、ライターにとってダウンサイドのリスクであれば逆にそれはホルダーにとってはアップサイドの潜在的有利性となる。そうして、ホルダーにとっては不利な交換取引は起こらない（何故ならば、オプション契約上ホルダーは、何らの義務を負わない）と同様、オプションはライターにとってはけっして有利な交換となることはない。ライターにとって有利となる唯一の可能性は契約が行使されないか、その引受けにおいて受取ったプレミアム以下の負担ですむ場合である。⁽⁹⁾

ホルダーのオプション契約からの潜在的有利性と同様、ライターの潜在的な不利性も不確定であり、それはまた、期間中における市場価格および金利の変動に従って変わってくる。「コール」のライターにとっては潜在的交換取引において引渡されるであろう商品の市場価格が行使価格より高い場合、その条件は一般に不利となる。たとえば、行使にあたって、その行使日における市場価格が100ドルである普通株が90ドルで売られることを要求されるとすれば、コール・ライターにとっては当該株式が当初90ドル以下で取得されたとしても、この条件は不利なものとなる。また、「プット」のライターにとっては、もし潜在交換取引において受取るであろう商品の市場価格が行使価格より低い場合、一般に不利となる。もし、潜在的交換取引がある非金融商品と他のそれとのバーターである場合、「バーター」のライターにとっては、一般に、引渡される商品の市場価格が受けとられる商品のそれより高い場合は不利となる。⁽¹⁰⁾

(3) オプション価値の要素

オプションの総額の最も単純な関係は、本源的価値 (intrinsic value) と時間的価値 (time value) によって考察される。本源的価値はオプション契約の対象商品の市場価格と行使価格との差額であり、通常、それはオプションが「インザ・マネー」(in-the-money) の額である。⁽¹¹⁾ コール・オプションに関しては、本源的価値とは対象商品の市場価格が契約上の行使価格を上回

る額であり、プット・オプションについては、本源的価値は行使価格が対象商品の市場価格を超過する額である。

また、時間的価値はオプション契約の総額のうちオプション契約の満期日までの残余期間に帰属する部分であり、割引効果 (effect of discounting) と変動価値 (volatility value) からなり、時間的価値の額はオプション総額から本源的価値を控除して決定される。⁽¹²⁾

すなわち、オプション契約時に支払われた額がプレミアムであり、それは2つの価値、本源的価値と時間的価値とからなるとされる。コールの本源的価値コールが in-the-money, すなわちオプション対象項目の時価が行使価格を超える額である。したがって、オプションが at-the-money (コールまたはプット行使価格と対象項目の時価が等しい場合) または out-of-the-money (コールの場合、その行使価格が時価を上回る場合) であるとき、プレミアムは本源的価値を含まないことになる。いま一つの要素である時間的価値はプレミアムから本源的価値を控除した額に等しい。

[註]

- (1) FASB, *Discussion Memorandum*, Recognition and Measurement of Financial Instruments, para. 11. 20.
- (2) *Ibid.*, para. 3. 4.
- (3) AICPA, *Issues Paper* 86-2, para. 17.
- (4) (5) *Ibid.*, para. 17.
- (6) FASB, *Discussion Memorandum*, para. 3. 11.
- (7) *Ibid.*, para. 3. 12.
- (8) *Ibid.*, para. 3. 13.
- (9) *Ibid.*, para. 3. 14.
- (10) *Ibid.*, para. 3. 15.
- (11) *Ibid.*, para. 3. 19.
- (12) *Ibid.*, para. 3. 21.

2. オプションの認識と測定

(1) 認識の基礎

FASB は金融商品の認識と測定に関する基準設定に関して、基礎的金融商品アプローチを採用し、6つの基礎的金融商品の一つとして、「金融オプション契約」をかかげた。

では、オプション会計の基礎はなにか。FASB『討議資料』「金融商品の認識と測定に関する諸問題の分析」はオプションの認識に関し、それはいかなる資産、負債が金融オプションから生起し、いつ認識されるべきかという二つの問題からなるとする。⁽¹⁾

オプション・プレミアムに関する会計処理法には、一つには、支払プレミアムをその支払時に費用処理し、権利行使等に伴う確定損益を別途処理する方法が存在する。これに対して、『討議資料』は支払プレミアムの資産、負債計上を定置せしめたのである。では、「金融オプションから如何なる資産、負債が生じるのか」に関し、代替的二つの選択肢を設定する。⁽²⁾オプション契約を、(a)潜在的交換取引において受取られるのであろう金融商品と引渡されるのであろう金融商品を資産および負債として認識するか、(b)潜在的交換取引にともなう義務ないし権利を負債あるいは資産のどちらかかとして認識するもので、この二つの選択肢はライターとホルダーに等しく適用される、とする。まず第一の方法はオプション契約を資産および負債として両建認識するものであり、資産は潜在的交換取引において受取るであろう金融商品であり、負債は引渡される金融商品である。換言すれば、この方法はオプション契約が既に行使されたか、行使されることが確実とみなして認識するものである。この方法はオプション契約を無条件の売買契約として取扱うものであり、暗に、プレミアムを対象商品の将来価格の確定のための支払ないし割賦購入の当初支払とみなすのである。この方法は、ディープ・イン・ザ・マネー・オプション (“deep-in-the-money” option) にのみ適用されるとする主張もあ

る。⁽³⁾

第2の方法は負債または資産として認識するものである。ライターによって引受けられる義務は負債として認識され、またライターはオプションについて資産を有しない。逆にホルダーは交換を要求する契約上の権利を資産としてのみ認識することになる。すなわち、これは、金融オプションの定義のとおりライターは金融商品を交換すべき義務を有し、権利を有しない。そして、ホルダーは潜在的に有利な条件で金融商品を交換する権利を有し、一方義務を有しないのである。要するにこの方法は将来の交換取引とそれから生じる便益や犠牲が条件つきであり、予測しがたい事象に依存していることを認めるのである。⁽⁴⁾

(2) 認識の時期

認識の次の問題はいつ認識されるべきかということである。『討議資料』は金融オプションをその当初においてか、行使が確実に行われると判断されるときか、という二つの問題を提起する。

第一の選択肢はオプション契約をその当初 (inception) において認識するというものである。当初における認識の支持者はライターおよびホルダーが負うリスクも潜在的可能性もまさにその時点に始まると主張するのである。その認識可能な事象の証拠はホルダーは当該契約についてのプレミアムを支払い、ライターは受取るのであり、それが各々の側の潜在可能性とリスクを表している。さらにまた、オプション契約の価値の大部分はその消滅に到る期間から生じる。この特性に関する情報はオプション契約をその当初において認識することによって伝達されるとする。⁽⁵⁾

第2の代替的方法是オプション契約をその行使、したがって実体にとり将来経済便益ないし犠牲が十分にありうると判断される場合、つまり、かなり確実性が高いか、可能性がある場合のみ認識を行うというものである。すなわち、その時点までオプションは認識されず“オフ・バランスシート”と

なる。もしこのオプションが認識されない場合は、契約について当初支払われたか、また受取られたプレミアムはホルダーにとっての即時の費用ないし損失として、またライターにとっての収益ないし利得として認識される。このことが意味するように、このアプローチはオプションは行使されることなく満期日に到るということを基本的に仮定するのである。オプションは条件付交換であるから、この第2の代替的方法の支持者は多くのオプションの問題は偶発事象の会計であると主張する。この主張は、FASB「財務会計基準ステイメント」第5号の規定するところでは、偶発債務は決済の確実性が高く、それが合理的に見積られる場合に認識され、偶発債務が認識されることは稀である、というのである。⁽⁶⁾

〔註〕

(1) FASB, *Discussion Memorandum*, para. 331.

(2) *Ibid.*, para. 3.32, 3.40.

(3) *Ibid.*, para. 3.34.

(4) *Ibid.*, para. 3.41.

(5) *Ibid.*, para. 3.43.

(6) *Ibid.*, para. 3.41.

3. 測定の問題

(1) 初期測定

金融オプション契約によって生じる初期測定 (initial measurement) および事後測定 (subsequent measurement) また認識解除 (derecognition) の問題は大きくその認識の方法に依存している。⁽¹⁾ 先のいかなる資産および負債がオプションの結果生じるのかという選択肢の第1の方法が選択されるとすれば、特別の問題はない。すなわち、オプションにおける受取りないし支払

いの額とは契約の見返りのプレミアムとして支払いまたは受取った現金の額であり、この方法はその当初において認識され、オプションは行使が十分に可能性があると判断されるときのみ認識されるオプションに対してより、より容易に適用される、とされる。⁽²⁾すなわち、支払および受取額主義（収支主義）（the amount received or paid alternative）がその一つである。その第2法は、認識時の時価主義（the market-value-when-recognized alternative）で、通常の決済において転売により受け取る見込み金額をもって資産計上し、また売建オプションについて、買戻しに際し支払う見込み金額をもって負債に計上するとするものである。⁽³⁾

(2) 事後測定 = (期末評価)

つぎに事後測定についてはどうか。『討議資料』はこの問題について二つの基礎的代替的方法として、資産および負債を歴史的原価ないし時価に基づいて事後測定を行うという。⁽⁴⁾この選択はオプションの将来経済便益および犠牲の不確定性ゆえに困難な問題である。

歴史的原価法は、オプションの事後測定に関して、期間を通して償却、非償却の如何にかかわらず歴史的原価に基づく場合である。つまり、オプションをその買建、売建にかかわらず、その計上を当初測定額（授受したプレミアムの額）の全部または一部を継続するのである。⁽⁵⁾つまり、このコールおよびプット・オプションの例に非償却の歴史的原価を適用すれば、資産、負債の額はそれが当初記録された額で認識解除されるまで継承される。いま一つは、保有オプションについて資産が消滅する性質を反映して償却するというものである。これについては売建オプションについては原価で据置くというもの、また、売建て、買建ての両方とも、保険契約と同様に考えて、オプション期間にわたって償却すべきとする考え方もある。

時価法は、事後測定を時価に基づく場合である。通常の観察可能な市場価格で売買取引される商品については、それらの価格に基づく時価による事後

測定は直接的であり、相場のない商品については、時価の見積りということが必要となるであろう。すなわち、オプションの価値は時間の経過や対象商品の市場価格の変動予測といった多くの事項の影響を受ける。換言すれば、オプション価値は一般に変動するのであるから、その変動に関する情報は投資家と与信者にとって重要であるというのである。⁽⁶⁾他方で、この方法は歴史的原価測定に比べオプション期間中の損益計算書に「変動」を及ぼす。しかし、時価を支持する見地からは、満期前のオプション期間中にオプションが行使されるか、売却される場合、その「変動」は減ぜられ、むしろ、歴史的原価法の場合が、そのような認識解除時に一度に損益を計上し、計上利益に大きな影響を与えるという。⁽⁷⁾

以上のように、『討議資料』はオプションの認識・測定問題に関して統一の基準を提起しているわけではない。その理論的根拠を選択肢の中で提示する形式をとっている。これは、FASBにおける多様な判断と選択を可能とする弾力的会計基準設定方式のこんにちの特徴を示唆するものであるが、オプション会計の基本的方向性と特徴はオプション契約の資産、負債のオンバランス化と時価評価とが中心問題である。まず認識問題についていえば、一つは資産・負債の両建計上である。これは、受取るべき商品と引渡すべき商品とを資産、負債として両建計上するというもので、オプション契約をある種の無条件の売買契約とみなすのである。ここでは、プレミアムは将来売価の手付金の支払であるか、割賦販売における当初支払分とみなされるのである。第二は、ライターの引受ける義務は負債として、ホルダーの権利は資産として認識計上するというものである。

測定基準についてはどうか。プレミアムそのものが取引所に上場されて(株式オプションのごとき) 売買が行われ、時価が形成される。だが、この初期測定の基本は契約においてプレミアムとして支払あるいは受取られた現金額である。ある意味では、プレミアムは将来得る可能性のある利益の現在価値ともいえるが、『討議資料』は見積将来キャッシュ・フロー概念は採用しない

とする（オプションはキャッシュ・フローではなく交換を目的とするという）。オプションの価値は理論的には、対象金融商品の現在価格と行使価格との差額が主たる構成要素である。さらに時間的要素として、金利、価格の変動予測、リスク回避の期待度などの時間的価値と称される要素があり、これらの変動によりオプション価値は変動する。また満期日までの期日が長いほど変動性が高くなりプレミアムは高くなるという、オプションの性質を根拠に時価評価を論理づけるのである。

さらに『討議資料』は測定の実施上の問題についてつぎのようにいう。その問題とは、歴史的原価に基づく測定についての実施上の問題として当初計上額を償却すべきかどうかという点である。

原価据置きの場合を別とすれば、償却を行う場合の第一法は、金融商品の認識と初期測定に続く、事後測定法は当初計上額の全額を期間中に定額償却する方法である。このアプローチの利点はオプションが消滅する商品であることを認識することである。もし、オプション契約がこの方法で事後的に測定されたとすれば、如何なる未実現損益もないし、また、オプションを消滅させられるのはアウト・オブ・ザ・マネー（OTM）の状態であるから、この方法は表示上の誠実性を示している、という。⁽⁸⁾しかし、この方法の簡便性にもかかわらず、オプションがイン・ザ・マネー（ITM）の場合は全額償却法は不都合が生じる。⁽⁹⁾

第2法は、歴史的原価の全額償却の代替的方法として、割引および変動価値（＝時間的価値）から生じる計上額のみを償却するというものである。すなわち、この部分償却法はオプションの本源的価値は維持し、計上額の残りの部分をその消滅時まで償却するのである。⁽¹⁰⁾

つぎに、信用リスクの変動のみを認識する方法の代替的方法是保有オプションの価値のすべての減少を認識するものである。この方法が低価法（lower-of-cost-or-market）であり、未実現損失は当期損益に認識され、未実現利益は認識されない。このように、低価法とは、買建オプションの当初

オプション料を資産に計上し、期末時のオプションの時価が資産計上額より下落している場合は時価 (marked to market) を適用し、オプション時価が資産計上額を上回っている場合は資産計上額を据え置く方法である。⁽¹¹⁾ また、この方法での売建オプションについては、当初売建オプション料を負債に計上し、期末にオプション時価が負債額を上回っている場合は時価を適用し、オプション時価が負債額を下回っている場合は負債額を当初計上額で据置く高価法 (higher of proceeds or market value) で売建オプション負債が測定されるとする。⁽¹²⁾

つぎに、現在市場価格を基準とした測定の実施上の問題についてはどうか、『討議資料』はいう。

多くの金融商品に関する現在市場価格は同等のオプション契約を含む取引の市場価格によって容易に観察可能である。しかし公開取引されていないオプションの信頼できる市場価格を得るのはそれ程容易ではない。そのようなオプションにとって、この方法の適用にあたっては市場価値は主観的に決定せられるか、見積りによらねばならない。オプション契約の現在市場価格の見積方法として、比較可能金融商品価格法 (prices of comparable instruments), ウイズ・アンド・ウィズアウト法 (with-and-without method), オプション価格モデル法 (option pricing models) を上げている。⁽¹³⁾

また、この現在市場価値について、見積市場価値の測定にも困難を伴う場合はどうか。そのようなオプションの測定方法の一つは、現在市場価格に部分的に基づくことである。この方法は当初計上額を二つの部分、すなわち時間的価値と本源的価値とに分解することである。そして時間的価値が償却される一方、オプションの現在本源的価値が MTM 法で測定される。この償却された時間的価値プラス市場本源的価値法 (amortized-time-value-plus-market-intrinsic-value method) は歴史的原価基準の一つである部分的償却法としてのプット・オプションに関する結果と同じとなるとされる。⁽¹⁴⁾ 以上は時価法の代替的法であるが、『討議資料』は低価法や現在市場価値法自体も

その一つにかかっている。

以上のように、オプション料の分解法としては、時間的価値と本源的価値の2分法の他、本源的価値、割引効果およびボランティリティー価値の3要素に分解する方法があるが、会計上は2分法によって分析できよう。それらには時価的価値による評価、本源的価値による評価の他、それらの組合せによる評価である。一つには、時間的価値に期間配分原価法を適用し、本源的価値に据置原価法を適用する組合せである。また、時間的価値に期間配分原価法を適用し、本源的価値に低価法を適用する場合や、時価的価値に期間配分原価法を適用し、本源的価値にMTM評価を適用する組合せが提案されたのである。

(3) 認識解除

『討議資料』は認識解除の要因となる事象として、満期、売却あるいは移転、取り消し、または権利行使を上げている。これらの事象のうち、満期、売却または移転、解約については、ホルダーの権利とライターの義務を測定するために選択された属性に関係なく、オプションをいつ、いかに認識するかについて問題は生じない、とする。⁽¹⁵⁾例えば満期に達したオプションがアウト・ザ・マネーないしアウト・オブ・ザ・マネーであり、かつ時価で測定されている場合、オプションの計上額はゼロとなり、その認識解除は何ら問題はない。イン・ザ・マネー・オプションの保有者はその行使を行う。しかし、もしイン・ザ・マネー・オプションが消滅させられるとすれば、ホルダーはオプションの計上額相当の損失（又は費用）を、ライターの場合は利得（又は収益）を認識することになる。かくて、権利行使による認識解除が問題となる。

まず権利行使の第一の問題は、金融オプションの行使と認識解除によっていかなる資産、負債が発生するのか、またそれらは如何に測定されるのか。行使によって、コールのホルダーおよびプットのライターは対象商品を受取

り現金を支払う。すなわち、新規に得た金融商品が認識され初期測定されるとともに、行使されたオプション及び支払われた行使額が認識解除される。逆に、コールのライターとプットのホルダーは受取った行使価格を認識し、⁽¹⁶⁾引渡した対象商品の認識解除を行うことになる。

両者の差異は、例えば買建コールについてみれば、交換によって取得された商品の現在市場価値はおそらく支払われた行使価格より大きく、一方、売建プットについては、交換において取得された資産の現在市場価値は支払われた行使価格を下回るであろう。もし、オプションが現在市場価値以外によって事後測定される場合、コールのホルダーは行使によって実現可能な利得を得ることになる。⁽¹⁷⁾

『討議資料』はコールのホルダーとプットのライターの行使についての認識解除の方法は行使によって取得する対象商品をいかに初期測定するかによって依拠するとする。そうして、買建コール・オプションに関して、新規取得の金融商品の初期測定法として5つを上げる。⁽¹⁸⁾

- a 交換で支払った行使価格
- b 行使価格・プラス・オプション総計上額
- c 行使価格・プラス・オプションの現在本源的価値
- d 行使価格・プラス・オプションの初期計上額
- e 行使価格・プラス・オプションの初期本源的価値

また、売建プット・オプションの認識解除については、⁽¹⁹⁾

- a 交換で支払った行使価格
- b 行使価格・マイナス・オプション総計上額
- c 行使価格・マイナス・オプションの現在本源的価値
- d 行使価格・マイナス・オプションの初期計上額
- e 行使価格・マイナス・オプションの初期本源的価値

第1法：支払行使価格法：最も簡単な方法は、支払った行使価格で取得した商品を認識し、初期測定し、オプションの計上総額を損失ないし費用、利

得ないし収益を認識計上する。すなわち、コール・オプションの場合、行使価格をもってオプション対象商品の受入額とする方法である。行使時における支払オプション料簿価をすべてオプション損失として認識し、行使価格として支出した額をもって商品の受入価格とするというものである。⁽²⁰⁾

第2法：行使価格・プラス（マイナス）・オプション総計上額：コールのホルダーは保有オプションを認識解除し、交換での支払行使価格・プラス・オプションの総計上額で取得商品が初期測定される。プットのライターについては、支払行使価格・マイナス・オプションの総計上額で測定されることになる。⁽²¹⁾

これは、オプション対象商品の取得に要した支出合計額をもって受入価額とするもので、受入価額は行使価格と当初支払オプション料の合計額となる。オプション料が原価法で評価されている場合、行使時における支払オプション料簿価と行使価格との合計額が受入価額となる。

第3法：行使価格・プラス（マイナス）・オプションの現在本源的価値：コールの保有者は取得した商品を支払った行使価格・プラス・オプションの現在本源的価値をもって認識し、また測定する。そうしてオプションの計上簿価とに差額が存在する場合は損失または費用として認識する。プットのライターについては、この方法は支払い行使価格・マイナス・本源的価値である、とする。⁽²²⁾

要するに、この選択肢は権利行使時における対象商品の時価をもって受入価額とするものであり、受入価額は、行使価格と行使時本源的価値とからなる。つまり、オプション料は分解されており、たとえば、本源的価値がMTM評価されている場合、行使時における本源的価値部分のオプション料簿価と行使価格との合計額を受入価額とし、残余のオプション料簿価を損益として認識する。オプション料の評価が上記以外の場合、行使時の支払オプション料簿価と行使時の本源的価値との差額を損益として認識し、行使時の本源的価値と行使価格を合算し、受入価額とするというものである。

第4法：行使価格・プラス（マイナス）・初期計上額および行使価格・プラス（マイナス）・初期本源的価値法：この選択肢はコールのホルダーは新規に取得した商品を交換において支払った行使価格・プラス・コール・オプションの初期計上額（すなわち、行使価格・プラス・当初において支払ったオプション・プレミアム）で認識し、測定し、そうしてオプションの当初価値と現在価値との差額を損益として認識する。またこの方法では、プット・オプション・ライターは対象商品を行使価格・マイナス・オプションの初期計上額によって認識し、初期測定することになる。⁽²³⁾この方法は、オプション買建時におけるオプション対象の時価をもって受入価額とする方法であるといえる。すなわち受入価額はオプション対象の時価、すなわち「行使価格＋買建時本源的価値」であるから、本源的価値が原価法で評価されているときは、行使時における本源的価値部分の支払オプション料簿価と行使価格を合計して受入価額とし、時間的価値部分の支払オプション料簿価を損益として認識する。オプション料が原価法以外の場合、買建時の本源的価値と行使時のオプション料簿価との差額を損益として認識することになる。

以上にみたように、買建プットや売建コールの権利行使に伴う認識解除は、結果としての交換において受取った資産は現金であり、初期測定は明瞭であるから特に問題はない。したがって、すべての認識解除の代替的処理法に関しての純利益への会計効果は買建プットおよび売建コールについて同じである。すなわち、現金を受取り、対象商品およびオプション契約は認識解除されねばならない。かくて、唯一の問題は対象商品の売却の効果を如何に表示するかにある。すなわち、オプション行使による損益と資産売却による損益とを分離するか、一緒に表示するかが問題である。

〔註〕

(1) FASB, *Discussion Memorandum*, para. 3. 49.

(2) *Ibid.*, para. 3. 49.

- (3) *Ibid.*, para. 3. 51.
- (4) *Ibid.*, para. 3. 53.
- (5) *Ibid.*, para. 3. 62.
- (6) *Ibid.*, para. 3. 67, 3. 69.
- (7) *Ibid.*, para. 3. 79.
- (8) *Ibid.*, para. 3. 76, 3. 77.
- (9) *Ibid.*, para. 3. 79.
- (10) *Ibid.*, para. 3. 80.
- (11) *Ibid.*, para. 3. 86.
- (12) *Ibid.*, para. 3. 90.
- (13) *Ibid.*, para. 3. 92~3. 95.
- (14) *Ibid.*, para. 3. 97, 3. 98.
- (15) *Ibid.*, para. 3. 119.
- (16) *Ibid.*, para. 3. 126.
- (17) *Ibid.*, para. 3. 129.
- (18)(19) *Ibid.*, para. 3. 130, 3. 131.
- (20) *Ibid.*, para. 3. 139.
- (21) *Ibid.*, para. 3. 142.
- (22) *Ibid.*, para. 3. 145.
- (23) *Ibid.*, para. 3. 148, 3. 149.

おわりに

以上にみたように、オプション会計の基本的特徴の一つは、オプション契約それ自体の契約時における資産、負債計上にある。『討議資料』は認識を「いかなる (what) 金融資産ないし負債をいつ (when) 認識するか」と定義し、潜在的交換において受取るであろう金融商品を資産として、また引渡

すであろう金融商品を負債として、資産、負債の両建か、資産または負債のどちらかとして認識計上することを提唱したのである。オプション契約において、ホルダーはオプション権を取得し、ライターは義務を負う。オプション料は、このような権利・義務の対価であり、したがって権利行使が行われるまで収益、費用として認識しないで、資産・負債として計上する、というものである。⁽¹⁾

では、これらの資産、負債はいかに測定されるのか、『討議資料』は、初期測定、事後測定、そして認識解除なる概念を導入した。同書は初期測定について、収支主義と時価主義を対置した。両者は金額的には同じであるが、初期測定において伝統的原価主義を破る時価主義の概念をとり入れるところにその特徴が見出されるのである。

つぎに、事後測定についてはどうか。オプション料を資産に計上した場合、決算日における評価が問題となる。『討議資料』は事後測定についても、原価主義と時価主義とを対置せしめる。そうして、前者については、原価置置法の他、全額償却法、部分償却法を提示し、また低価法のほか、時価法については部分償却・プラス・時価法、現在市場価値法という代替の方法を提示したのである。これらの方法の基礎を構成しているのは資産についてみれば、原価法、低価法、および MTM 評価であり、現在市場価値法である。このうち、特に MTM 評価とは、買建オプションであれば、当初オプション料を資産に計上し、その後はオプション料の時価の変動にともなって日々に評価替えを行う方法で、通常は期末時の時価を適用する、⁽²⁾ というものである。明らかにこれは時価評価であり、低価法が未実現費用のみを損益認識するのに比し、MTM 法においては未実現利益をも認識することになるのである。⁽³⁾

また、認識解除についても、『討議資料』は、認識解除となる事象を満期、解約、売却ないし譲渡、および権利行使を上げる。権利行使を例にとれば、行使によって新規に受入れた対象商品（現物）を認識すると同様に、支払オ

プシヨソ料（資産）と行使価格（現金）とが認識解除される。オプションの最終の会計処理の基本は、対象商品の受入価額の測定である。行使価格として支出した額をもって単純に対象商品の受入価額とする行使価格法の他、『討議資料』が掲げる他の4つの方法は、その基本は時価評価によっている。問題は、その評価法の如何に従って、認識解除額と新規認識計上額の差額としての損益額が異ってくることである。オプション会計の基本的特徴はオプション料支払額（受取額）の即時費用、収益計上に対置される資産、負債の「オンバランス」化と時価評価にある。オプション会計の初期測定、事後測定、認識解除を一貫しているのは時価評価であり、とりわけ後者2つの段階において、いかなる評価（測定）方法が採用せられるかによってオプション取引にかかわる費用、収益の認識時期とその金額とが異ってくる処にオプション会計のもつ会計的意味があるとみられるのである。

〔註〕

- (1) 高木克己「オプション取引の会計と税務」、杉原実編著『税務会計の展望と課題』九州大学出版会、82頁。
- (2) 「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究」——オプション取引会計基準研究委員会報告——、企業財務制度研究会、1992、7、340頁、参照。
- (3) Tiner, J. I. and Conneely, J. M., *Accounting for Treasury Products, op. cit.*, p. 88.